

八女市外国語指導助手派遣契約 企画提案実施仕様書

1 目的

本仕様書は、八女市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が外国語指導助手（以下「ALT」という。）による語学指導業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

3 業務履行場所

業務履行場所は、八女市立小・中・義務教育学校とし、詳細は以下のとおりとする。

(1) 八女市内11小学校及び3義務教育学校前期課程（3～6年生）

① 福島小学校	八女市本町657番地
② 長峰小学校	八女市吉田654番地1
③ 上妻小学校	八女市津江73番地
④ 三河小学校	八女市酒井田486番地1
⑤ 八幡小学校	八女市新庄385番地
⑥ みさき学園前期課程	八女市忠見1155番地
⑦ 岡山小学校	八女市鵜池302番地
⑧ 上陽北汭学園前期課程	八女市上陽町北川内910番地
⑨ 黒木小学校	八女市黒木町桑原26番地
⑩ 黒木西小学校	八女市黒木町本分38番地1
⑪ 筑南小学校	八女市立花町北山2840番地1
⑫ 立花小学校	八女市立花町谷川1058番地
⑬ 矢部清流学園前期課程	八女市矢部村北矢部11047番地2
⑭ 星野小学校	八女市星野村12059番地1

(2) 八女市内5中学校及び3義務教育学校後期課程

① 南中学校	八女市馬場540番地
② みさき学園後期課程	八女市忠見1155番地
③ 黒木中学校	八女市黒木町北木屋60番地
④ 上陽北汭学園後期課程	八女市上陽町北川内910番地
⑤ 筑南中学校	八女市立花町白木6680番地
⑥ 立花中学校	八女市立花町谷川859番地2
⑦ 矢部清流学園後期課程	八女市矢部村北矢部11047番地2
⑧ 星野中学校	八女市星野村9500番地3

4 派遣人数 7人

5 業務履行日時

- (1) 原則として月曜日から金曜日（国民の祝日及び長期休業を除く）までの8時10分から16時40分までとし、休憩時間については、配置先の学校によるものとする。ただし、教育委員会と派遣元、ALTが協議した上で始業時間を変更できるものとする。また、学校行事等の関係で事前に関係者の合意がある場合には土日、国民の祝日及び年末年始・学年末等の学校休業日を派遣日とすることができます。
- (2) 義務教育学校の1校（矢部清流学園）にはALT1名を常時配置とし、以下の派遣時数以上を達成すること。その他の学校についても、1学級当たりの年間派遣時数は、小学校3・4年生で年間15時間以上、5・6年生で年間50時間以上、中学校で年間16時間以上とするが、それ以上の派遣時数を達成できるよう各学校への派遣日数を決定する。ただし、学校の要請に基づき、同一学校内の別の学年又は学級に振り替えることができる。
- (3) 業務を履行する予定の日程のうち、天災、疾病、事件等の理由により、学級閉鎖、休校を決定する場合、派遣元は、当該日程の業務を履行したものとする。
- (4) ALTが疾病等の理由により業務を履行できない場合、派遣元は代替のALTを派遣するか、または教育委員会、派遣先の学校と協議のうえ、別の日に履行するものとする。
- (5) 派遣元は、上記（5）の臨時の措置が長期に及ぶ時は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、必要な管理上の措置を取るものとする。
- (6) 予定の総履行日数を満たさなくなった場合には、教育委員会と協議のうえ履行不能となった日数をもとに精算額を確定し、支払うこととする。

6 業務内容

派遣元及び派遣元に帰属するALTの業務の履行にあたり、指導計画及び指導日程、その他の業務依頼とその日程については、教育委員会、学校及び派遣元協議のうえこれを決定する。

（1）派遣元の業務内容

- ① ALTの学校への配置における管理・運営
- ② 各学校の学級数に応じた効率的な配置・スケジュール調整及び日程変更等の調整
- ③ 教育委員会、学校、ALTの連絡体制の整備、定期的な学校訪問及びALTの業務遂行状況の把握・報告等を行うコーディネーターの配置
- ④ 学校への定期的なアンケートの実施
- ⑤ ALTに係る学校からの要望や苦情等への対応
- ⑥ ALTの勤務管理及び欠勤や遅刻等がある場合の教育委員会並びに学校への事前報告
- ⑦ 業務履行状況の教育委員会への報告
- ⑧ 学習指導要領に基づいた学習指導計画や学習指導案の作成、授業における情報提供
- ⑨ ALTの労務管理及び教育指導
- ⑩ ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律や施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置
- ⑪ 教育委員会がALTに依頼する研修会、会議、行事、事業等への協力及び出席
- ⑫ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）により派遣会社に義務づけられて

いる事項

- ⑬ 労働者派遣法に基づき教育委員会や学校が実施すべき事務処理に対する助言や支援
- ⑭ 教職員への外国語教育に関する研修
- ⑮ その他本事業の円滑な遂行のために、教育委員会が必要と認める業務

(2) ALTの業務内容

- ① 学校における外国語科、外国語活動及び国際理解教育の指導・支援
- ② 常時配置する義務教育学校（矢部清流学園）においては、外国語科、外国語活動及び国際理解教育の指導・支援に加え、常時配置することによりできた時間で義務教育学校が行う教科科目やテーマの学習内容と外国語の学習を組み合わせた指導を取り入れた授業について、その実践や打合せ等の協力
- ③ 教職員による児童生徒の評価（パフォーマンス評価等）が適正に行われるための助言や支援
- ④ 教職員への外国語教育支援
- ⑤ 外国語科及び外国語活動、国際理解教育等の時間における教員と連携したチームティーチングの実施
- ⑥ 必要に応じた学校行事などの特別活動等への参加
- ⑦ 業務遂行のための教職員との打ち合わせや教材準備、事後の検討等
- ⑧ その他本事業の円滑な遂行のために、教育委員会・学校が必要と認める業務

7 ALTの条件

- (1) 英語を母国語とし、母国の大学卒業資格を有し、学士以上の学位を有する者。または英語を公用語とする国の大学卒業資格を有し、学士以上の学位を有する者であること。
- (2) 語学教師としての資格を有すること。又は、それと同等レベルの語学指導能力を有する者であること。
- (3) 授業の打ち合わせ等、業務の実施上必要となる日本語能力を備えていること。
- (4) 英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀である（外国語科検定教科書附属CDに準ずる英語の発音やイントネーションで指導できる）こと。
- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、協調性があること。
- (6) 心身ともに健康で、業務履行期間を通して勤務できること。
- (7) 各業務履行場所への移動が自分で行えること。冬季、路面凍結の恐れのある山間部等への派遣があるため、自動車の運転に慣れていることが望ましい。

8 業務報告書等の提出

(1) 提出書類

派遣元は、次に掲げる文書を教育委員会学校教育課へ提出すること。

- ① ALTの名簿及び写真付履歴書
- ② 労働者災害補償保険の掛け金証明書
- ③ 月別業務報告書（派遣学校別の勤務日数、業務記録内容の概要）

(2) 留意事項

- ① (1) ①については、ALTの氏名、勤務年数及び勤務経験や経歴等を記載したもの を派遣開始日の15日前までに提出すること。
- ② (2) ②については、英語及び日本語で記載したものを、派遣開始日の15日前まで

に提出すること。（日本語の記載は派遣元担当者の代筆可）

- ③ (1) ③については、業務を実施した月の翌月 10 労働日まで（3月分は3月末まで）に、出勤簿の写しを添付して提出すること。

9 業務の改善

A L Tが次の各号に該当するときは、教育委員会は派遣元に対し業務の改善を命じることができる。

- (1) 日本国内の法令及び条例等に違反したとき。
- (2) 業務履行状況または業務実績が不良と認められるとき。
- (3) 児童生徒、学校に対して信用を傷つけ、または不名誉となる行為を行ったとき。
- (4) 外国語指導を行ううえで、必要な適性を欠くと認められたとき。
- (5) 派遣時に書類に記載された事項に虚偽が認められるとき。

10 業務遂行中及び業務履行場所への移動中における事故について

A L Tの業務遂行中又は業務履行場所へ移動する際の事故については、派遣元の責任において一切の処理を行うものとする。また、A L Tが加害者となった場合も派遣元の責任において一切の処理を行うものとする。

11 損害賠償

本事業の実施において、派遣元又はA L Tの責に期す事由により、教育委員会、学校、児童生徒、教職員その他第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償しなければならない。

12 福利厚生施設

A L Tは、教育委員会及び派遣先責任者（校長）の指示の下、教職員等が利用する机、椅子、業務上での通信機器等を利用することができる。なお、その他の施設の利用については、教育委員会及び派遣元双方が協議のうえ決定する。

13 その他

- (1) 八女市で令和8年度に使用する外国語教科用図書は、小学校が「Junior Sunshine」（開隆堂）、中学校が「SUNSHINE ENGLISH COURSE」（開隆堂）であるため、「5 業務内容」についてはこの教科用図書の内容に準じたものであること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、教育委員会、派遣元で十分な協議のうえ本契約の目的を十分達成しうるように運用するものとする。

令和8年度の学級数（予定）

(1) 八女市内 11 小学校及び 3 義務教育学校前期課程学級数

		3年生	4年生	5年生	6年生
1	福島小学校	2	2	3	2
2	長峰小学校	2	2	2	2
3	上妻小学校	2	2	2	2
4	三河小学校	1	1	1	1
5	八幡小学校	1	1	1	1
6	みさき学園前期課程	1	1	2	2
7	岡山小学校	3	3	3	3
8	上陽北汭学園前期課程	1	1	1	1
9	黒木小学校	1	2	1	2
10	黒木西小学校	1	1	1	1
11	筑南小学校	1	1	1	1
12	立花小学校	1	1	1	1
13	矢部清流学園前期課程	1	1	1	1
14	星野小学校	1	1	1	1
	合計	19	20	21	21

(2) 八女市内 5 中学校及び 3 義務教育学校後期課程学級数

		1年生	2年生	3年生
1	南中学校	3	2	3
2	みさき学園後期課程	1	1	1
3	黒木中学校	2	2	2
4	上陽北汭学園後期課程	1	1	1
5	筑南中学校	1	1	1
6	立花中学校	2	1	1
7	矢部清流学園後期課程	1	1	1
8	星野中学校	1	1	1
	合計	12	10	11